

地域生活支援拠点等の 整備について

水戸市障害福祉課 認定係



「地域生活支援拠点等」とは？



▼障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や病院等からの地域移行の推進を担う体制（システム）。

▼平成26年度に国から整備の必要性が示され、令和6年度から障害者総合支援法に位置づけられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。 ※障害者総合支援法第77条第3項

水戸市の整備状況



▼令和3年4月に「水戸市地域生活支援拠点等の整備・運用に関するガイドライン」を策定。

▼既存の事業所等が有する機能を有機的に連携する「面的な体制」を整備する。

▼令和7年10月現在、拠点登録事業所は6事業所。

整備が進んでいない要因



▼「拠点」の役割が地域に浸透していない。

▼ガイドラインを見ても、具体的な運用がイメージしにくい。



現在、障害福祉課と基幹相談支援センターでガイドラインの見直しを図っています。

今回のスライドで伝えたいこと

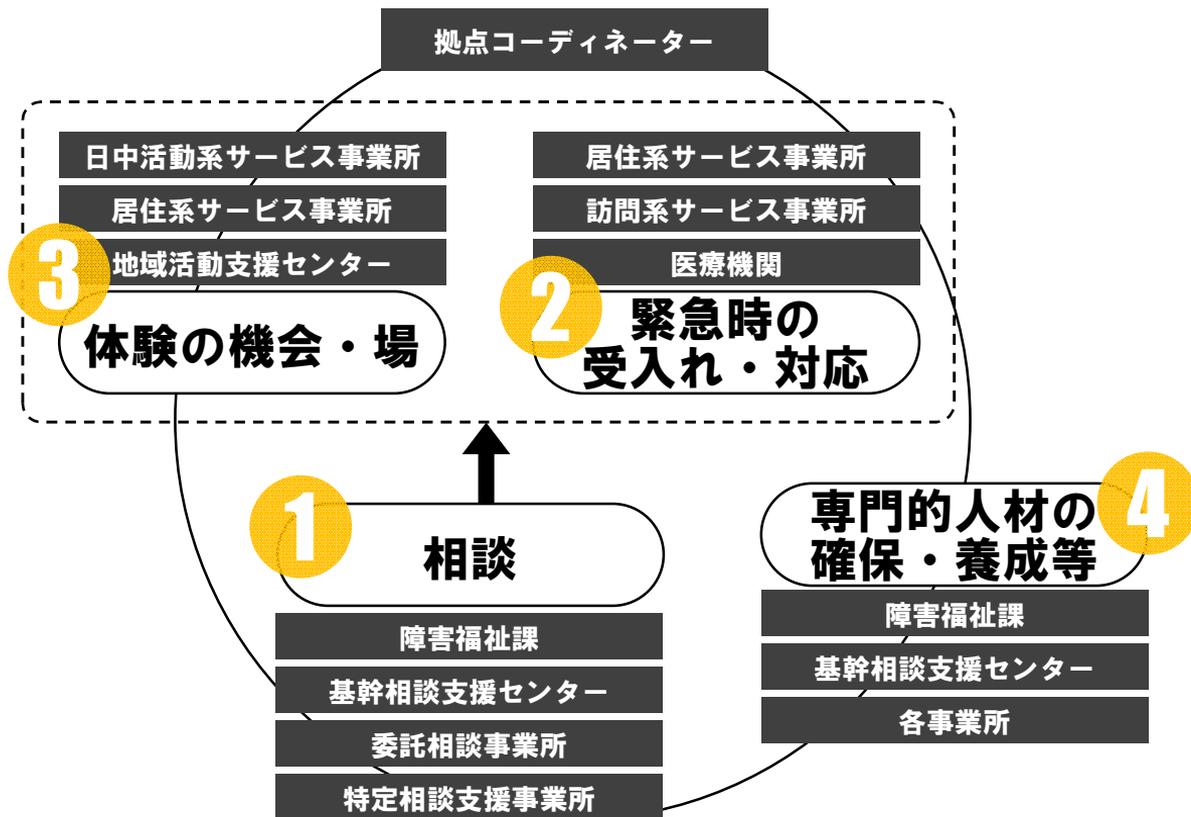


▼障害のある方が安心して生活できる地域を目指し、**拠点登録事業所を増やしたい。**

▼「拠点」に登録するメリットを知ってほしい。

▼直接的なメリットがない場合でも、「**地域全体で障害のある方を支援する体制の構築**」という趣旨をご理解いただき、登録を検討してほしい。

「地域生活支援拠点等」の4つの機能



① 「相談」の機能



▼平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。

機能を担う機関

- ・ 障害福祉課
- ・ 委託相談支援事業所
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 特定相談支援事業所

② 「緊急時の受け入れ・対応」の機能



▼短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、**緊急事態における受け入れ**や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

機能を担う機関

- ・ 居住系サービス事業所
- ・ 訪問系サービス事業所
- ・ 医療機関 等

③ 「体験の機会・場」の機能



▼障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

機能を担う機関

- ・日中活動系サービス事業所
- ・居住系サービス事業所
- ・地域活動支援センター

等

④ 「専門人材の確保・養成等」の機能



▼医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材を養成。その他、地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能。

機能を担う機関

- ・ 障害福祉課
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 各事業所 等

事業所登録について



▼事業所の運営規定に拠点の機能を担うことを記載する。

▼「地域生活支援拠点事業所登録届出書」を障害福祉課に提出する。



上記2点により、拠点事業所として登録。

主な加算について



- ▼ 「相談」機能に関する加算
地域体制強化共同支援加算 2,000単位／回
- ▼ 「緊急時の受入れ・対応」機能に関する加算
緊急時受入加算 500単位／回
- ▼ 「体験の機会・場の提供」機能に関する加算
体験利用支援加算 500単位／回

など

おわりに



▼「拠点」とは、いまある資源をつなぐこと。「拠点」に登録することで、緊急対応等を強制されるわけではありません。

▼事前登録や具体的な運用方法等、地域全体で「拠点」を効果的に活用できるよう、ガイドラインを見直し作成中。完成次第お知らせします。

ぜひ拠点登録のご検討をお願いします。